

## 心身障害者扶養保険制度の見直しに関する申し入れ

心身障害者扶養保険制度の見直しに当たって、厚生労働省は、道府県の意見に真摯に耳を傾け、下記の事項について、迅速に対応するよう、申し入れる。

### 記

#### 1 制度見直しの検討に当たって必要な情報開示を引き続き進めること

##### (1) 見直し案の算定根拠

今般、厚生労働省から提示された見直し案では、公費投入額、掛金等の案は示されたものの、その算定根拠等の基礎情報が十分開示されていない。これらの情報は、道府県が見直し案の妥当性を判断する上で不可欠であり、一層の開示を求める。

##### (2) 再度財政が悪化した理由（要因別の積立不足額と算定根拠）

本制度は、平成7年度に財政再計算を行った上で、公費投入を伴う制度改正を実施し、当時の厚生省によれば、本制度は財政的に安定するはずであったにもかかわらず、今回、再度、財政が悪化している。将来、3度目の財政悪化に陥ることを回避するため、今回の財政悪化の原因について、要因別の積立不足と算定根拠の詳細を明らかにすること。

##### (3) 制度を廃止した場合の公費投入額

道府県の中には、本制度の廃止を含めた抜本的な見直しを検討すべきとする見解もあり、制度を廃止した場合に必要な公費投入額の詳細な算定根拠を開示すること。

#### 2 制度を改正する場合、十分な準備期間を確保すること

制度を改正する場合には、加入者や障害者団体に改正の内容や理由を丁寧に説明し、周知する期間が必要である。また、条例改正のための期間も必要である。さらに、専用の情報システムを構築して事務処理を行っている道府県においては、その改修とテストに十分な期間を確保する必要がある。

制度改正に当たっては、各道府県の実情に配慮し、効率的な事務処理スケジュールを組むとともに、十分な準備期間を確保すること。

#### 3 制度設計に当たって都道府県への情報提供を充実させること

今回の見直し案は、道府県に多大な財政負担を強いるものであるにもかかわらず、厚生労働省による見直し案が最終の心身障害者扶養保険検討委員会の直前まで示されず、また、示された資料も概括的な内容にとどまったため、

都道府県は十分な検討を行うことができない状況にある。

今後、制度設計に当たっては、地方の実情や現場の声を踏まえた的確な対応を都道府県に対して行うとともに、期間の面でも、内容の面でも十分な情報提供を行うこと。

平成19年9月25日

全 国 知 事 会